

防衛省市ヶ谷庁舎

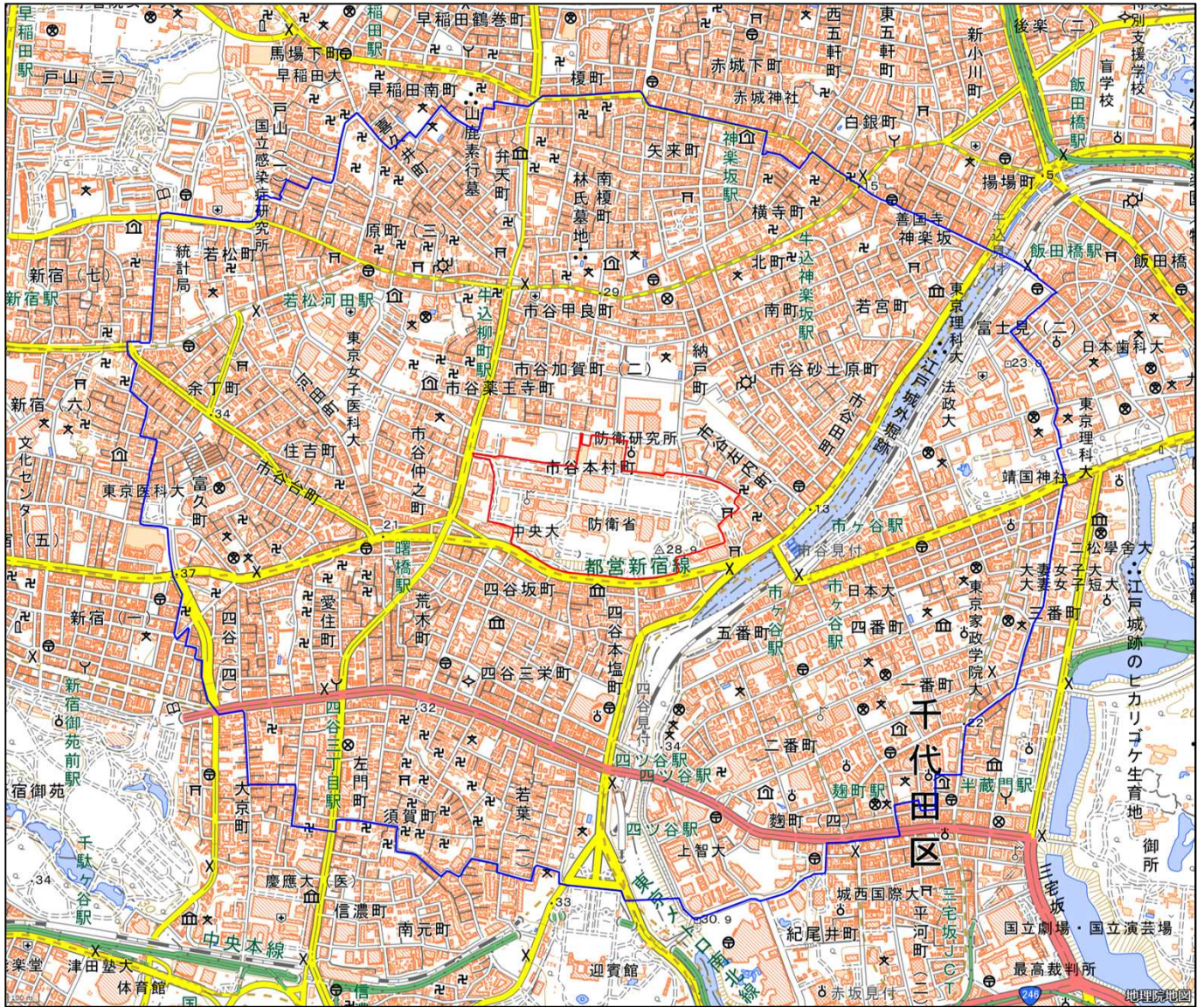
対象防衛関係施設 の所在地	東京都新宿区	市谷本村町五番一号
対象防衛関係施設 の区域	東京都新宿区	市谷本村町五番（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	東京都千代田区	一番町（次の図面に示す部分に限る。）、紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、九段北二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、九段南二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、麴町二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目及び六丁目、五番町、三番町（次の図面に示す部分に限る。）、二番町、富士見二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四番町並びに六番町
	東京都新宿区	愛住町、荒木町、市谷加賀町一丁目及び二丁目、市谷甲良町、市谷砂土原町一丁目から三丁目まで、市谷左内町、市谷台町、市谷鷹匠町、市谷田町一丁目から三丁目まで、市谷長延寺町、市谷仲之町、市谷八幡町、市谷船河原町、市谷本村町、市谷薬王寺町、市谷柳町、市谷山伏町、岩戸町、榎町（次の図面に示す部分に限る。）、神楽坂一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、片町、河田町、喜久井町（次の図面に示す部分に限る。）、北町、北山伏町、細工町、左門町、信濃町（次の図面に示す部分に限る。）、須賀町（次の図面に示す部分に限る。）、住吉町、大京町（次の図面に示す部分に限る。）、箆笥町、富久町（次の図面に示す部分に限る。）、戸山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中町、納戸町、二十騎町、払方町、原町一丁目から三丁目まで、東榎町（次の図面に示す部分に限る。）、袋町、舟町、弁天町（次の図面に示す部分に限る。）、南榎町、南町、南山伏町、矢来町（次の図面に示す部分に限る。）、横寺町（次の図面に示す部分に限る。）、余丁町、四谷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四谷坂町、四谷三栄町、四谷本塩町、若葉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、若松町、若宮町並びに早稲

田南町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

# 防衛省市ヶ谷庁舎周辺地域 (東京都新宿区市谷本村町5番1号)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

